議案第１３２号

京丹後市久美浜ぎょそんセンターの指定管理者の指定について

次のとおり、京丹後市久美浜ぎょそんセンターの指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

| 公の施設名 | 公の施設所在地 | 指定管理者 | 指定の期間 |
|---|---|---|---|
| 京丹後市久美浜ぎょそんセンター | 京丹後市久美浜町湊宮１６１２番地の３４ | 京丹後市久美浜町湊宮１６１２番地の３４<br>湊地区自治会 | 令和９年４月１日から<br>令和１４年３月３１日まで |

提案理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、京丹後市久美浜ぎょそんセンターの管理業務を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものである。

# 採点集計表【京丹後市久美浜ぎょそんセンター】

議案第132号　資料

| 選定基準 | 個別配点 | ×3人 | 審査項目 | 配点（満点） | 湊地区自治会 得点 | | 得点率 | 失格点 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公の施設の運営において市民の平等利用が確保されること | 10 | 30 | 管理運営の基本的な考え方の適合性 | 30 | 30 | 30 | 100 % | 9未満 |
| 施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 40 | 120 | 運営の基準、サービス提供内容への取組 | 30 | 21 | 93 | 78 % | 36未満 |
| | | | 施設設備の維持及び運営管理の水準 | 51 | 42 | | | |
| | | | 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 | 15 | 12 | | | |
| | | | 利用者等の要望の把握 | 6 | 6 | | | |
| | | | 現施設又は同種の施設管理運営実績等 | 18 | 12 | | | |
| 施設の効率的な運用が図られるものであること | 30 | 90 | 収支計画の妥当性 | 30 | 24 | 66 | 73 % | 27未満 |
| | | | 収支改善策 | 15 | 12 | | | |
| | | | 指定管理料の多寡 | 45 | 30 | | | |
| 施設の管理を安定して行うとともに、施設の設置目的を達成するために必要な物的及び人的能力を有していること | 20 | 60 | 経営理念の健全性 | 3 | 3 | 54 | 90 % | 18未満 |
| | | | 団体の財政基盤、経営基盤の健全性 | 24 | 18 | | | |
| | | | 運営組織及び従業員の配置等の妥当性 | 12 | 12 | | | |
| | | | 団体による本事業への支援体制 | 3 | 3 | | | |
| | | | 事務・会計処理の能力 | 6 | 6 | | | |
| | | | 従業員研修・教育の妥当性 | 6 | 6 | | | |
| | | | 雇用効果 | 6 | 6 | | | |
| 計【配点100×3人=300】 | | | | 300 | 243 | | 81 % | 180未満 |

※施設所管部署（管理職3人）で採点を実施

※総得点の60%未満である場合、又は、選定基準ごとの得点率で30%未満が複数ある場合、失格

【議会基本条例第8条第1項関係】

# 政策等の形成過程の説明資料

令和　8　年　9　月 定例会

| 議案の件名 | 議案第132号<br>京丹後市久美浜ぎょそんセンターの指定管理者の指定について | 政策等の区分 | 計画　・　(事業)　・　条例<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|

≪政策等の概要≫

京丹後市久美浜ぎょそんセンターは、平成18年4月から指定管理者制度による管理を行っているところである。現指定管理期間が令和9年3月31日をもって満了することから、令和9年4月以降の指定管理者を新たに指定するものである。

地方自治法第244条の2第3項の規定により、湊地区自治会を指定管理者に指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

≪市民参加の状況≫

有　・　(無)　（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）

≪財源措置の状況≫　（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）　（単位：千円）

| 総事業費 | 国庫支出金 | 府支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 |
|---|---|---|---|---|---|
| R9～R13年度<br>6,515 | | | | | 6,515 |

≪政策等の必要性≫

当該施設においては公共施設等の見直しのため、令和7年度に1年間指定管理期間を延長したが、見直しにより、令和9年4月以降も指定管理者による管理運営を行うこととしたことから、指定管理者を新たに指定するものである。

≪将来にわたる効果及び経費の状況≫

指定管理者制度を継続することで、自治会のノウハウを活用したサービスの向上や管理経費の縮減を図ることができ、施設の一層の効用増加が期待できる。

指定管理料については、議決後、指定申請書で提案された額を基本として協定により締結することとなる。

［R9～R13年度事業費計］6,715千円

≪提案に至るまでの経緯≫

R8.5.25　京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会

R8.7.23　京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会
指定管理者の候補として「湊地区自治会」を選定。

≪総合計画等の整合≫

| まちづくり27の施策 | 16 | 市民参画・共創による地域づくり |
|---|---|---|

○その他の計画(該当する場合のみ)

| 計画名称 | 第2次京丹後市公共施設等総合管理計画個別施設計画編 |
|---|---|
| 策定年度 | 令和6年度 |
| 計画期間 | 令和7年度～令和16年度 |

≪政策等の実施時期≫

指定管理者として指定する期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

| 担当部局 | 担当課 | 添付資料（有の場合は、その名称） |
|---|---|---|
| 市長公室 | 地域ｺﾐｭﾆﾃｨ・にぎわいづくり課 | 有・(無) |